

# たいこう F A X 振込サービス取引規定

## 第 1 条 (サービス内容)

- (1) たいこう F A X 振込サービス (以下「本サービス」といいます。) は、契約者ご本人 (以下、「依頼人」といいます。) からのファクシミリによる振込の依頼にもとづき、依頼人が指定した当行本支店あるいは当行以外の金融機関の本支店の預金口座 (以下「振込指定口座」といいます。) へ振込を行う場合に利用することができるものとします。
- (2) 依頼人が指定する振込指定口座は、当行本支店または全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の本支店の普通預金、貯蓄預金、当座勘定とします。
- (3) 振込明細は、依頼人が占有管理する当行指定機種のファクシミリを利用して送信してください。
- (4) 給与振込を取扱う場合は、別途「給与振込に関する契約書」を締結します。

## 第 2 条 (振込の受付等)

- (1) 本サービスにより振込を依頼する場合は、振込明細を当行所定の振込依頼書 (以下「振込依頼書」といいます) に記入のうえ、当行所定の時限までにファクシミリにより所定の当行センターあて送信してください。
- (2) 振込依頼書は、振込先ごとに銀行名、支店名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額を記入して行うことができるほか、第 4 条に定める事前登録の方法により、振込先ごとに登録番号と振込金額を記入して行うことができるものとします。
- (3) 当行は、依頼人から送信された振込明細を文字認識装置で読みとり、「確認書」を送信します。
- (4) 受信した「確認書」の内容を振込依頼書の内容と照合し、万一、誤りがある場合には、振込依頼書の該当部分を所定の方法により訂正して再送信してください。
- (5) 確認書の内容に誤りがないことを確認した場合には、当行所定の方法により当行へ通知を行ってください (以下「振込依頼」といいます。)。当行は、当行所定の時限までに依頼人から振込依頼の電文を受信し、受信した電文のお客様コード、暗証番号、確認書番号があらかじめ取り決めたお客様コード、暗証番号および確認書番号と一致した場合には、「受付通知書」 (以下「通知書」といいます) を送信します。  
当行は、通知書を送信した振込明細にもとづき振込指定日に全て電信扱いにて振込手続を行います。  
なお、所定の時限までに振込依頼の電文を受信しなかった場合、依頼人に通知を行うことなく、当該振込依頼はなかったものとみなします。
- (6) 依頼人は銀行と協議のうえ、1 電文あたりの振込限度額を指定できるものとします。当行は振込依頼書受付時に 1 電文の金額が指定した限度額を超える場合には当該振込依頼書の受付を行わないものとします。

## 第 3 条 (振込手続)

当行は、第 2 条(5)の通知書を送信した振込明細にもとづき振込指定日に振込手続を行います。

ただし、解約のお申し出等により本サービスの取扱いを停止した場合には、その停止事由の発生した日に受け付けた振込依頼については、たとえ通知書送信済であっても、すべて無効とし、振込手続は行いません。

## 第 4 条 (振込先の事前登録)

- (1) 依頼人は当行所定の方法により振込先の銀行名・支店名・預金種目・口座番号・受取人名をあらかじめ当行センターに登録することができるものとします (以下「事前登録」といいます)。
- (2) 事前登録を行った振込先に対しては、依頼人は、登録が行われた翌営業日以降、登録された振込先に対し当行が任意に割当てた番号 (以下、「登録番号」といいます) を記入することにより、当該振込先の銀行名・支店名・預金種目・口座番号・受取人名を記入することなく振込依頼を行うことができます。
- (3) 依頼人は、事前登録が行われた翌営業日以降、当行所定の方法により、事前登録された振込先の銀行名・支店名・預金種目・口座番号・受取人名の照会ならびに削除ができるものとします。

## 第 5 条 (資金決済)

- (1) 本サービスの振込資金は、当行所定の日に依頼人よりあらかじめ指定された引落口座 (以下、「指定引落口座」といいます) から自動的に引き落とします。この引き落としについては、「普通預金規定」(「総合口座取引規定」を含みます) または「当座勘定規定」にかかわらず、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出なしで引き落とします。
- (2) 総合振込の振込資金は、振込指定日に指定引落口座から引き落とします。
- (3) 給与振込の振込資金は、振込指定日の 2 営業日前に指定引落口座から引き落とします。  
ただし、振込先が当行宛のみで、振込依頼書を振込指定日の 2 営業日前に受け付けた場合は、振込指定日の前営業日に、振込依頼書を振込指定日の前営業日に受け付けた場合は振込指定日に指定引落口座から引き落とします。
- (4) 振込資金の交付方法について別途契約がある場合は、その契約により取扱うものとします。

## 第 6 条 (手数料)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料 (基本手数料、振込手数料、給与振込取扱手数料) を支払ってください。
- (2) 本サービスの基本手数料および給与振込取扱手数料は、前月分を毎月当行所定の日に依頼人よりあらかじめ指定された引落口座 (以下、「指定引落口座」といいます) から「第 5 条」(1) に準じて引き落とします。
- (3) 本サービスの振込手数料は、都度徴収先については「第 5 条」(2) の振込資金と同様に、一括後取先については基本手数料および給与振込取扱手数料と同様に指定引落口座から引き落とします。

## 第 7 条 (免責事項)

- (1) 当行の責によらない通信機器・回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通等により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 振込の受付等の際、送信されたお客様コード、暗証番号、確認書番号とあらかじめ取り決めたお客様コード、暗証番号および確認書番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、お客様コード、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

## 第 8 条 (届出事項の変更等)

暗証番号、引落指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。

この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

## 第 9 条 (解約)

この取扱いは、当事者一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。

## 第 10 条 (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して 1 年間とします。ただし契約期間満了の 3 か月前までに依頼人または当行から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 第 11 条 (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020 年 4 月 1 日現在)